

雇用保険料率 0.2%引き上げへ 2023 年 4 月から

厚生労働省は 2023 年 4 月から雇用保険料率を 0.2%引き上げます。失業者ら向けの給付に充てる保険料が対象で、引き上げ後の保険料率は一般の事業で 1.55% (労働者負担 0.6%、事業主負担 0.95%) となる予定です。

雇用保険は失業等給付と、育児休業給付、休業時などに支給する雇用調整助成金 (雇調金) を含む「雇用保険二事業」の大きく 3 区分あり、今回引き上げるのは失業等給付向けとなります。新型コロナウイルスの感染拡大で政府は雇調金の支給要件を大幅に緩和し、22 年 12 月 9 日までの支給決定額は 6 兆 2000 億円を超えています。積立金を雇調金支給にも充てたため、失業等給付向けの財政も逼迫している状況です。

出産育児一時金を 50 万円程度に増額の方で調整

政府は、出産時の保険給付として子ども 1 人につき原則 42 万円が支払われる出産育児一時金について、2023 年度から 50 万円程度に引き上げる方向で検討に入りました。子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策を強化する狙いがあります。

厚労省によりますと、21 年度の平均出産費用 (帝王切開などを除く正常分娩) は約 47 万円で、一時金の額を上回っています。出産時に脳性まひとなった子どもに補償金を支給する産科医療補償制度の掛け金 1 万 2000 円を含めると、約 49 万円となり、厚労省は、少なくともこの水準まで一時金を引き上げる必要があると判断しました。23 年度の増額分は、これまで一時金を支払ってきた健康保険組合などの保険者が負担します。24 年度以降は、75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度からも財源の 7%程度を拠出してもらう方向です。

70 歳までの高年齢者就業確保措置 27.9%の企業が実施

厚生労働省から、「令和 4 年 高年齢者雇用状況等報告 (6 月 1 日現在)」の集計結果が公表され、令和 3 年 4 月から努力義務として施行された 70 歳までの高年齢者就業確保措置について、実施済みの企業が 65,782 社 (27.9%) になっています。

高年齢者雇用安定法では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置 (高年齢者雇用確保措置) を、65 歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和 3 年 4 月 1 日からは、70 歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」といった雇用以外の措置のいずれかの措置 (高年齢者就業確保措置) を講じるように努めることを義務付けています。来春からは公務員の定年引上げが始まり、高齢者雇用に対する関心のさらなる高まりが予想されています。



- 十勝連峰 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【休職制度】

休職とは、労働者が自分の都合で、会社に雇用されたまま、一定期間の労働義務が免除される状態のことをいいます。具体的には業務外における傷病や怪我、メンタル不調等で会社の業務を遂行できない場合に、会社の休職制度が適用されることがあります。休職制度の制定自体は義務ではありませんが、会社にとっては欠勤状態における在職をいつまで認めるのか、従業員にとってはいつまで会社に在籍できるのかという不安定となる雇用状況について期間を決めて規定しておくことで、休職時の内容が整理され、労使双方にメリットがあることから多くの会社で運用されています。

事務所より

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。昨年も引き続き新型コロナウイルスへの対応を考えながらの1年となった方が多かったと思います。ただ、感染に対する考え方や世の中の仕組みも少しずつ変化してきており、感染拡大に対する注意は引き続き必要ですが、元の生活に少しずつ近づいてきているようにも感じます。新型コロナウイルス以外にも不安な状況は色々ありますが、まずは目の前にあることを大事にし、前向きな気持ちで過ごせる1年にしたいものですね。

協会けんぽが行った傷病手当金の支払いに関する調査によりますと、精神疾患を原因とするケースが全体の約3分の1を占め、統計が残る1995年以降では最多となり、特に20～30歳代では5割前後が精神疾患が原因だったということです。傷病手当金は、業務外の病気やけがで仕事を休んだ場合に、休業中の生活を保障するために健康保険から支払われる制度ですが、1995年には全体の約4%だった精神疾患を原因とするケースが増加し続けています。理由としてはメンタル不調への認識が深まったことから病院を受診する人が増えていることでもあります。職場における人間関係の複雑化やコロナ禍における仕事の質の変化も挙げられ、従来多かった長時間労働を理由とするケースばかりではないようです。会社としては職場にその要因があると考えられる場合には早急に対策を行う必要がありますが、合わせて休職者に対する復帰支援も今後重要になってくると思われます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

十勝では冬季間、凍結路面における転倒による労災事故が多発する傾向があります。会社敷地内等で転倒しやすい路面状況がありましたら、早めの対策が必要となります。また、同様の理由で交通事故による業務中の事故や通勤災害等も起きやすい状況となりますので、こちらも合わせて社内において安全運転への注意喚起等の対応が必要となります。

